

「福生市・武蔵村山市」による2市合同職員採用説明会を開催します

【日時】8月1日(木)午後1時30分～3時10分
【場所】東京しごとセンター多摩第4・第5会議室(国分寺市南町3-22-10)

【対象】次の①②に該当する方
①平成3年4月2日～平成14年4月1日生まれの方
②一般行政職を受験希望の方

※武蔵村山市の応募要件、募集職種は異なります。
【定員】先着100人

【申込み】東京しごとセンター多摩ホームページまたは電話(☎042-329-4510)でお申し込みください。

自動車、自転車の運転に注意しましょう

夏休みになると、子どもが路上に出る機会が増えます。

8月から医療機関の窓口で負担する割合が見直されます

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は、世帯の住民税課税所得により、1割または3割となります。令和元年度住民税課税所得(平成30年中の所得で算出)により、8月からの一部負担金の割合を見直します。

【1割負担】同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員が、いずれも住民税課税所得が145万円未満の場合

【3割負担】同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合

▼3割負担の方でも次の条件を満たす方は、1割負担になります

世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が、【1人の場合】前年の収入額が383万円未満 ※被保険者と同じ世帯の70歳～74歳の方との前年の収入合計額が520万円未満のときも1割負担となります。

【2人以上の場合】前年の収入合計額が520万円未満 ※該当すると思われる方には、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を7月上旬に送付しましたので、市役所1階5番保険年金課後期高齢医療係に申請してください。申請が認められると3割から1割に変更となります。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

自動車等の運転をする方は、交通ルール・マナーの遵守および徹底をお願いします。

【ポイント】○急な飛び出しに備え、スピードを抑える(特に生活道路)
○一時停止をしっかりとす(自転車も一時停止をしなくてはなりません)
○交差点は特に注意をする(交差点での事故が多い)

▼保護者の方へお願い

子どもが事故にあわないように、交通ルール、路上の危険性等を家庭内で再度確認してください。

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)

6月1日～30日の間に株式会社ジニアス様ほか

匿名3名の方から7万5,000円のご寄附をいただきました。

【問合せ】契約管財課管財係 ☎ 551・1535

参議院議員選挙のお知らせ

【投票日】7月21日(日)
【投票時間】午前7時～午後8時

【投票場所】市内各投票所
【投票期間】7月5日(金)～20日(土)

【投票時間】午前8時30分～午後8時
【投票場所】市役所1階(郵便局側入口付近)

【投票に必要な物】入場整理券か本人が確認できる物

▼投票できる方
◎日本国民で、年齢が満18

歳以上の方(平成13年7月22日以前に生まれた方)
◎平成31年4月3日までに転入届出をし、福生市内に引き続き居住し、福生市の選挙人名簿に登録されている方

6月20日以降に福生市内で転居の届出をされた方は、転居前の投票所で投票してください。

※詳細は、7月1日発行の「選挙のお知らせ」をご覧ください。

【問合せ】選挙管理委員会事務局 ☎ 551・1802

年金だより

▼付加保険料を納付すると、大変お得です！
付加保険料とは、第一号被保険者・任意加入被保険者を対象に、国民年金保険料とあわせて付加保険料(月額400円)を納付すること、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされ、年金額を増やすことができる制度です。

付加年金の受給額は200円×付加保険料納付月数となり、受け取る付加年金は定額のため、物価などによって増額・減額はしません。

【例】付加保険料を10年間(120月)納付した場合
・納付額 400円×120月 48,000円
・受給額 200円×120月 24,000円
この場合、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乗せされることにな

り、2年間受け取ると納めた保険料と同額になるため大変お得です。
※国民年金基金に加入の方は、付加保険料を納付できません。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670

国民健康保険だより

▼国民健康保険限度額適用認定証の更新について
限度額適用認定証の有効期限は、7月31日(水)です。
8月1日(木)以降も認定証が必要な場合は、身分証明書と印鑑、マイナンバーを確認できる書類(通知カード等)を持参のうえ、市役所1階5番保険年金課保険年金係窓口で申請してください。

【対象】70歳未満の方は全員、70歳以上の方は、被保険者全員の住民税が非課税の方と、自己負担割合が3割の方のうち住民税課税所得が690万円未満の方

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しました

平成30年中の所得に基づき算定された令和元年度の保険料額決定通知書をお送りしました。

【保険料】被保険者一人ひとりが納めます。保険料率は2年ごとに見直され、原則、東京都内で均一です。

【保険料の決め方】保険料の年額は均等割額と所得割額の合算(限度額62万円)

＜①②共通＞

現在交付している減額認定証・限度額適用認定証の有効期限は7月31日(水)です。過去に減額認定証・限度額適用認定証を交付された方で、それぞれの交付対象になる方には、8月1日(木)から使用する新しい減額認定証・限度額適用認定証を7月下旬に送付します(再度申請する必要はありません)。

※新たに減額認定証・限度額適用認定証の対象になる方には7月下旬に申請書を送付しますので、市役所1階5番保険年金課後期高齢医療係窓口で申請してください。

※有効期限が切れた減額認定証・限度額適用認定証は使用できなくなりますので、現在ご使用の減額認定証・限度額適用認定証は8月1日(木)以降に保険年金課後期高齢医療係にお返しください。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

認定証の更新について

①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療被保険者で、同じ世帯の全員が住民税非課税の方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「減額認定証」)を医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額が適用され、入院時の食費が減額されます。

②後期高齢者医療限度額適用認定証(3割負担の方)

後期高齢者医療被保険者証の自己負担割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方は、「後期高齢者医療限度額適用認定証」(以下「限度額適用認定証」)を医療機関の窓口で提示すると、窓口で支払う保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

○均等割額：被保険者1人当たり43,300円
○所得割額：賦課のもととなる所得金額×8.80%

※後期高齢者医療制度加入前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減となり、所得割額はかかりません(平成29年4月30日以前に後期高齢者医療制度の対象となった被扶養者の方は、

平成31年3月31日をもって軽減期間が終了しました。
【保険料の決め方】保険料は、原則、公的年金から引き落とされますが、公的年金の受給額が年額18万円未満の方や新たに加入した方などは、納付書や口座振替で納めていただきます。納付方法など詳しくは決定通知書の案内文書をご覧ください。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

【医療機関受診勧奨通知を発送します】特定健康診査の結果、生活習慣病に関わる項目に基準を超えた数値があり、医療機関を受診されていない方を対象に、7月下旬に通知を発送します。通知が届いた方は、ご自身の数値を確認し、受診の参考にしてください。【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640